

質問と回答

「JSSC 低層一方向ラーメン・他方向ブレースシステム 設計仕様書・同解説」講習会の質問と回答

社団法人日本鋼構造協会（JSSC）
一般財団法人日本建築センター

平成24年6月（東京）、7月（大阪）で開催した「JSSC 低層一方向ラーメン・他方向ブレースシステム設計仕様書・同解説」講習会において、受講者の方々より寄せられました質問に対し、回答をとりまとめましたのでここに掲載いたします。

なお、本誌ビルディングレターに掲載した講習会の質問と回答は、日本建築センターホームページ/講習会/終了した講習会 (http://www.bcj.or.jp/c15_course/index.php?pv=1)、および情報交流会員専用ホームページ/ビルディングレター掲載記事検索 (http://www.bcj.or.jp/c17_exchange/index.html) にも掲載しておりますので、ご参照ください。

注) 質問・回答中の「テキスト p.○」は「JSSC 低層一方向ラーメン・他方向ブレースシステム設計仕様書・同解説」の該当頁を示します。

No.	頁	質問	回答
01	(運用)	本システムを使用する場合、費用等（会費、使用料等）は発生するのでしょうか。 また、標準図等はダウンロードできるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムの利用は有償となります。 ・標準図は、PDF での提供です。 ご使用頂く際の手続きの詳細につきましては、(社)日本鋼構造協会（JSSC）のホームページの「JSSC 低層ビルシステムのご案内」をご確認下さい。 (http://www.jssc.or.jp/building/index.html)
02	配布資料 1 P.17 (運用)	許容スパンチェックシートのやり取りに際しては、1 回毎に費用が発生するのでしょうか。 また、依頼後に返答を頂くまでの期間はどれぐらいかかるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1 建築物毎に有償となりますが、その建築物に係る複数回のやり取りは含まれます。 ・返答までに必要な期間は、原則として休日を除き、必要なデータを頂いた 1～2 日後になります。
03	(運用)	本システムを使用して確認申請をする場合、JSSC はチェックされるのですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・JSSC は、確認・チェック・承認等の設計行為は一切致しませんが、許容スパンチェックシートの作成協力はさせていただきます。
04	(申請)	本システムを使用する場合、建築基準法第 20 条の何号建築物に該当しますか。また、確認申請に安全証明書の添付は必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 20 条第三号建築物となりますので、安全証明書の添付が必要です。
05	(標準図)	鉄骨に関しては、社内標準図を使用できないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・標準図を含めた大臣認定ですから、本システムの標準図に従ったものとして下さい。

No.	頁	質 問	回 答
06	テキスト P.23 配布資料 2 P.7 (平面)	平面アスペクト比についてテキスト (P.23 6.3) では「L/B」は10以下となっていますが、スライドでの説明資料 (資料 2 P.7) では 5 以下となっています。	・資料 2 P.7の「L/B \leq 5」は「L/B \leq 10」の誤りです。
07	(架構)	片持ばりを下屋として取り扱うことは可能ですか。	・片持ばりを下屋として取り扱うことはできません。
08	テキスト P.35 (荷重)	屋根材については剛床仮定の成立しない屋根との記載 (P.35、8.5屋根及び外壁) がありますが、固定荷重の制限はあるのでしょうか。	・特にありません。
09	テキスト (荷重)	設計例 1～3 では、風荷重の検討が示されていませんが、一貫計算 PG では風上壁面、風下壁面は考慮出来ても風方向に対して側面、屋根面の計 5 面の同時風入力が出来ないのではありませんか。風荷重時、建物四隅の柱や柱脚は 2 軸曲げ、軸力、剪断力が作用します。これらは考慮されますか。	・別添 1 「§ 1. 構造概要」の解説に記載の通り、本システムは、チェックシート等を用いて二次設計で要求される性能を自動的に満足するように条件設定し、二次設計図書省略を可能としたシステムで、一次設計は建築基準法令によります。
10	テキスト (割増)	部材算定時の応力度割増は、地震荷重に対してのみ行えばよいのでしょうか。	・地震荷重によって生ずる部材の応力度にのみ応力度割増係数を乗じる必要があります。
11	テキスト P.39、P.42 (割増)	柱、はりの応力度割増率の考え方は。また、柱、はりの部材種別が異なる場合、応力度割増係数は異なった値となるのでしょうか。	・柱に係る応力割増率は、別添 1 「9.2 柱の設計 3) 柱に生ずる応力の確認」 (P.39) によります。また、大ばりについては、別添 1 「9.3 大ばりの設計 5) 大ばりに生ずる応力の確認」 (P.42) によります。
12	テキスト P.20 (割増)	別添 1 「解表4.1検討部位毎の応力度割増係数」 (P.20) の張間方向の大ばりには FD 部材の割増係数がありませんが、本システムでは大ばりに FD 部材が選択できないからですか。	・本システムで使用できる大ばりの種別は、FA、FB、FC のいずれかです。
13	テキスト P.50 (柱脚)	P.50に『①評定を受けた柱脚』として 3 種類が記載されていますが、これ以外に評定を受けた柱脚は使用できませんか。	・評定を受けた柱脚とは、別添 1 「表9.6.1 評定を受けた柱脚工法」 (P.50) にかかげるもののいずれかです。
14	テキスト P.20 (柱脚)	評定を受けた柱脚を用いる場合は、P.20に示される割増はどのようになりますか。 また、評定を受けた保有耐力接合の柱脚の場合、設計の必要はありませんでしょうか。	・応力度割増係数は、評定を受けた柱脚工法も含めて、別添 1 「9.6 柱脚等の設計」 (PP.49-50) によります。 ・評定を受けた柱脚を用いる場合は、評定に定められた設計に係る規準書に従う必要があります。